

平成22年11月18日

各位

長野県信用農業協同組合連合会

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」  
第7条第1項に規定する説明書類の訂正について

長野県信用農業協同組合連合会（代表理事理事長 花岡 佳市）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます）の第7条第1項に規定する説明書類を、平成22年5月14日に公表いたしましたが、その内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

金融円滑化法第7条第1項に規定する説明書類（別表1）の概要  
（平成21年12月4日～平成22年3月末累計）

【訂正前】

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	34	<u>3,072</u>	17	1,133	1	261	16	<u>1,677</u>	0	0

【訂正後】

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	34	<u>3,073</u>	17	1,133	1	261	16	<u>1,678</u>	0	0

※「住宅資金借入者」については、訂正はありません。

なお、平成22年11月12日公表資料につきましては、上記訂正を反映させた数値を掲載しております。

以上

## 法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年3月末		平成22年3月末	
	訂正前		訂正後	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	34	<u>3,072</u>	34	<u>3,073</u>
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	30	<u>3,043</u>	30	<u>3,044</u>
うち、実行に係る貸付債権の額	13	1,105	13	1,105
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	261	1	261
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	16	<u>1,677</u>	16	<u>1,678</u>
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	4	28	4	28
うち、実行に係る貸付債権の額	4	28	4	28
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

※下線部が訂正箇所です。

(注)「(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)」については変更ありません。